

令和6年度 山口市陶隣保館運営審議会

開催日時： 令和6年6月14日(金) 午後7時～

開催場所： 山口市陶隣保館(陶ふれあいセンター) 1階会議室

		頁
令和5年度	運営報告	… 1
	事業実績 <開催(実施)実績>	… 2
	// <相談事業実績>、<地域交流事業実績>	… 3
	// <施設(各室)の利用実績>	… 4
令和6年度	運営方針(案)	… 5
	事業計画(案) <開催(実施)日程>	… 6
添付資料	山口市隣保館設置及び管理条例	… 7
	放課後児童クラブ「たけのこ学級」の概要	… 10
	// 入級児童数の推移(直近10年間)	… 11
	山口市陶隣保館運営審議会 委員名簿	… 12

令和5年度 運営報告

机、椅子等の消毒を含む施設内の日常清掃、利用者に対する手指消毒への協力依頼など、最低限の新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、次の事業等を実施しました。

○ 相談事業

地域住民の生活支援及び福祉の向上を図るため、関係市部局・関係機関・関係団体等と連携し、生活相談をはじめとする様々な相談に対応しました。

○ 広報・人権啓発活動の推進

隣保館の役割や活動を広く知ってもらうため、地域広報誌「まるごと陶」に実施事業の紹介及び参加者募集、人権スローガン等に関する記事を掲載しました。

また、人権に関する理解を深めてもらうため、人権学習講座(小学生対象、成人対象(※)各1回)を開催しました。

○ 地域交流事業の実施

地域住民同士又は他地域との交流促進及び教養文化の向上を図るため、成人を対象とした手芸教室、お菓子・料理教室を、児童生徒を対象とした珠算講座、習字講座、剣道講座を定期的に開催しました。

○ 健康教室の開催

川東地域包括支援センターの支援のもと、疾病予防、転倒骨折予防や認知症予防等をテーマとした健康教室を6回開催(※ うち1回は成人対象の人権学習講座として開催)しました。

○ 地域行事への支援

地域貢献の一環として、新型コロナウイルスによる行動制限の緩和・撤廃に伴い、4年ぶりに開催された地元5自治会で組織する「まこも会」主催の納涼盆踊り大会、護王祭(地域の祭り)の作業等に協力しました。

○ 地域活動への支援

貸館・物品の貸出し等を通じ、自治会等の地域団体、地域住民で組織する各種グループの活動を支援しました。

また、これらの団体等及び地域交流事業(講座・教室)の活動成果を披露(作品展示)するため、護王祭に併せ「陶隣保館まつり」を開催しました。

○ 放課後児童クラブ「たけのこ学級」の開設(運営)

陶小学校の放課後、長期休業期間中の留守家庭世帯への支援及び当該世帯の児童の健全育成を目的とした放課後児童クラブ「たけのこ学級」を開設(運営)しました。

○令和5年度 事業実績

≪開催(実施)実績≫

開催(実施)日	内 容	関係団体等・備考
R5 4 3	健康教室	川東地域包括支援センター
17	手芸教室	
27	まこも会会議	まこも会
5 15	手芸教室	
29	陶隣保館運営審議会	
6 5	健康教室	川東地域包括支援センター
19	手芸教室	
21	お菓子・料理教室	
7 6	まこも会会議	まこも会
10	手芸教室	
8 7	健康教室	川東地域包括支援センター
7	人権学習講座(小学生対象)	たけのこ学級
14	納涼盆踊り大会	まこも会
22	消防(通報・消火・避難)訓練	
9 11	手芸教室	
19	たけのこ学級社会見学(山口朝日放送)	
20	お菓子・料理教室	
10 2	健康教室	川東地域包括支援センター
16	手芸教室	
26	まこも会会議	まこも会
11 17	たけのこ学級 R6入級児童申込み受付開始	
20	手芸教室	
12 3	護王祭・陶隣保館まつり	まこも会、陶隣保館
11	健康教室	川東地域包括支援センター
18	手芸教室	
20	お菓子・料理教室	
R6 1 4	陶地区書初め大会	陶地域交流センターとの共催
15	手芸教室	
2 5	健康教室(人権学習講座：成人対象)	川東地域包括支援センター
19	手芸教室	
3 11	手芸教室	
19	たけのこ学級 R6新規入級児童保護者説明会	
27	お菓子・料理教室	
28	消防(消火・避難)訓練	

講座・教室・活動グループ等		開催日(時期)等
たけのこ学級		月～土曜日(休日を除く)
各種教室	手芸教室 お菓子・料理教室 健康教室	8月を除き、毎月1回 年4回(6, 9, 12, 3月) 年6回(偶数月。2/5は人権学習講座)
教養講座	珠算講座 習字講座 剣道講座(陶少年剣友会：小学生対象)	毎週土曜日 毎週木曜日 毎週月曜日、木曜日
各種グループ	むつみカラオケ 太極拳同好会 パッチワーク教室 剣道(陶少年剣友会：中学生対象) 卓球(フェニックス) スマイル”カフェ”	毎週金曜日 毎週木曜日 毎月第1, 第3火曜日 毎週火曜日 毎週金曜日 毎月第4木曜日

＜＜相談事業実績＞＞

事業区分	内 容	件 数	概 要
生活関連相談	市営住宅手続き等 市営住宅修繕関連 税金・年金・保険等 行政手続き 生活相談 衛生関係 災害相談 市道関係 県道関係 その他	 6 5 1 1 1	 共同墓地管理、雨水排水対策、有害鳥獣 対策3(サル、イノシシ、ヌートリア各 1)、防犯灯管理 真菰池環境保全、野良猫対策2(糞害等環 境悪化2)、へい獣処理、自治会清掃活動 による刈草処分 大雨による被災箇所復旧 樹木による通行障害 子ども会行事の講師紹介
教育関連相談	児童クラブ関係		
就業関連相談	就職相談等		
健康関連相談	健康相談等	5	健康教室(各回1件)
総件数		19 件	
(前年度		18 件)	

＜＜地域交流事業実績＞＞

区 分	回 数	延人数
各種教室の開催		
手芸教室	11	71
お菓子・料理教室	4	45
健康教室	6	97
教養講座の開催		
珠算講座	48	347
習字講座	47	328
剣道講座	84	781
合計	200	1,669

《施設(各室)の利用実績》

利用区分・団体等		利用室	利用延件(回)数	利用延人数
相談事業		事務室	14	14
地域交流事業			200	1,669
	手芸教室	会議室	11	71
	お菓子・料理教室	料理講習室	4	45
	健康教室	会議室	5	78
	人権学習講座	会議室	1	19
	珠算講座	会議室	48	347
	習字講座	会議室	47	328
	剣道講座	集会室	84	781
地区団体等			154	1,498
	丸尾沖自治会	会議室	1	20
	老人クラブ	和室	1	11
	ふしの川東資源保全会	会議室	4	26
	まこも会関係	会議室	3	60
	部落解放同盟全国連陶支部	会議室	1	8
	陶土木協議	会議室	1	5
	むつみカラオケ	和室	41	282
	卓球(フェニックス)	集会室	47	314
	パッチワーク	和室	18	119
	太極拳同好会	集会室	12	12
	スマイル” カフェ”	会議室、料理講習室	25	641
放課後児童クラブ関係			284	3,367
	たけのこ学級	会議室、和室、学習室、集会室	282	3,348
	人権学習講座	学習室	1	11
	R6新規入級児童保護者説明会	会議室	1	8
その他			11	145
	期日前投票所	会議室	1	45
	会議開催等	会議室	1	24
	行政関係	会議室	4	71
	健康教室(相談)	会議室	5	5
合 計			663	6,693

令和6年度 運営方針(案)

福祉の向上や人権啓発、地域住民同士又は他地域との交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、以下の事業を総合的に推進していきます。

○ 相談事業

福祉、職業、教育、人権、法律など多様な相談を受け付けます。

また、受け付けた相談は関係市部局・関係機関・関係団体等と連携し、迅速な解決に努めます。

○ 広報・人権啓発活動の推進

地域広報誌「まるごと陶」を活用し、隣保館の役割や活動の周知に努めます。

また、人権に関する理解を深めてもらうため、成人対象・児童対象の人権学習講座を開催します。

○ 地域交流事業の実施

地域住民同士又は他地域との交流促進及び教養文化の向上を図るため、成人対象・児童生徒対象の講座・教室を定期的に開催します。

また、誰もが気軽に参加できる講座・教室となるよう、地域住民や参加者の意見、要望等の把握に努めます。

○ 健康教室の開催

川東地域包括支援センターの支援のもと、主として高齢者を対象とした健康教室を開催します。

○ 地域行事への支援

地域貢献の一環として、「まこも会」が主催する納涼盆踊り大会、護王祭の開催に協力します。

○ 地域活動への支援

貸館、物品の貸出し等を通じ、自治会等の地域団体、地元住民で組織する各種グループの活動を支援します。

○ 放課後児童クラブ「たけのこ学級」の開設(運営)

陶小学校の放課後、長期休業期間中の留守家庭世帯への支援及び当該世帯の児童の健全育成を図るため、引き続き放課後児童クラブ「たけのこ学級」を開設(運営)します。

なお、開設(運営)にあたっては、児童の安全を確保するに十分な放課後児童支援員及び補助員を配置します。

○令和6年度 事業計画(案)

≪開催(実施)日程≫

※ *印は、開催(実施)日未定、又は開催(実施)予定の事業。

開催(実施)日	内 容	関係団体等・備考
R6 4	1 健康教室 15 手芸教室 25 まこも会会議	川東地域包括支援センター まこも会
5	20 手芸教室	
6	3 健康教室 13 納涼盆踊り大会開催準備会 14 陶隣保館運営審議会 17 手芸教室 26 お菓子・料理教室	川東地域包括支援センター まこも会
7	6 まこも会会議 8 手芸教室	まこも会
8	7 健康教室 14 納涼盆踊り大会 * 人権学習講座(小学生対象) * 絵画教室(小学生対象) * 消防(通報・消火・避難)訓練	川東地域包括支援センター まこも会
9	9 手芸教室 19 たけのこ学級社会見学 * お菓子・料理教室	
10	3 護王祭開催準備会 7 健康教室 21 手芸教室 24 まこも会会議	まこも会 川東地域包括支援センター まこも会
11	18 手芸教室 * たけのこ学級 R7入級児童申込み受付開始	
12	1 護王祭・陶隣保館まつり 9 健康教室 16 手芸教室 * お菓子・料理教室	まこも会、陶隣保館 川東地域包括支援センター
R7 1	20 手芸教室 * 陶地区書初め大会	陶地域交流センターとの共催
2	3 健康教室(人権学習講座：成人対象) 17 手芸教室	川東地域包括支援センター
3	17 手芸教室 * たけのこ学級 R7新規入級児童保護者説明会 * お菓子・料理教室 * 消防(消火、避難)訓練	

講座・教室・活動グループ等		開催日(時期)等
たけのこ学級		月～土曜日(休日を除く)
各種教室	手芸教室 お菓子・料理教室 健康教室	8月を除き、毎月1回 年4回(6, 9, 12, 3月) 年6回(偶数月。2/3は人権学習講座)
教養講座	珠算講座 習字講座 剣道講座(陶少年剣友会：小学生対象)	毎週土曜日 毎週木曜日 毎週月曜日、木曜日
各種グループ	むつみカラオケ パッチワーク教室 剣道(陶少年剣友会：中学生対象) 卓球(フェニックス) スマイル”カフェ”	毎週金曜日 毎月第1, 第3火曜日 毎週火曜日 毎週金曜日 毎月第4木曜日

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を行うため、山口市隣保館(以下「隣保館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口市山口隣保館	山口市三和町3番1号及び山口市三和町13番19号
山口市陶隣保館	山口市陶4713番地1

(事業)

第3条 隣保館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活相談及び生活改善に関する事業
- (2) 保健衛生に関する事業
- (3) 教養文化及びレクリエーションに関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事業

(職員)

第4条 隣保館に館長及び職員を置く。

(隣保館運営審議会の設置)

第5条 隣保館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議するため、山口市山口隣保館運営審議会及び山口市陶隣保館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域活動の団体の代表者等
- (2) 隣保館活動に参加する団体等の代表者等
- (3) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用の許可)

第9条 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ利用の目的及び日時を申し出て、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第10条 市長は、隣保館の利用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その利用を許可しない。

- (1) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 隣保館の施設又は附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、隣保館の管理運営上支障があると認めるとき。

(許可条件等)

第11条 市長は、隣保館の管理運営上必要があると認めるときは、許可の際、利用について条件を付し、又は設備等について必要な指示をすることができる。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、この条例又は指示に従わないときは、許可を取り消し、又は利用条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により隣保館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その負担においてこれを原状に復し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償し

なければならない。

(使用料)

第14条 利用者は、隣保事業の場合を除くほか、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市隣保館条例(昭和42年山口市条例第42号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

3 平成17年10月1日に委嘱される委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

(委員の特例)

4 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、第6条第2項中「隣保館活動に参加する団体等」とあるのは、「関係公務員」とする。

附 則(平成18年12月25日条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第52号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月28日条例第70号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山口市隣保館設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月19日条例第58号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第19号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

山口市山口隣保館の使用料

種別	金額		
	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
和室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
調理室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
会議室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円

集会室	(1,660円) 650円	(1,480円) 580円	(1,850円) 730円
多目的ホール	(6,640円) 2,790円	(5,900円) 2,480円	(7,380円) 3,110円
浴室(1人につき)	100円	100円	100円
シャワー室(1人につき)	100円	100円	100円

備考

- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
- 2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合の使用料は、上段()書の冷暖房使用料を加算した額とする。

別表第2(第14条関係)

山口市陶隣保館の使用料

種別	金額		
	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
和室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
会議室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
料理講習室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
学習室	(560円) 220円	(500円) 190円	(630円) 240円
集会室	(1,660円) 650円	(1,480円) 580円	(1,850円) 730円

備考

- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの使用料は、当該時間区分の使用料の額とする。
- 2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合の使用料は、上段()書の冷暖房使用料を加算した額とする。

放課後児童クラブ「たけのこ学級」の概要

○ 入級(利用)対象者

放課後や長期休業期間等の日中に留守家庭となる陶小学校児童

※ 就労日数/週・帰宅時間(保護者等)、通級日数/週(児童)の要件を満たす必要があります。

○ 定員

24名

○ 入級(利用)区分

(1) 通年利用

(2) 長期休業利用(学年始、夏季、冬季及び学年末休業期間のみの入級)

※ 「長期休業利用」の入級は、通年利用入級児童数が定員に達していない場合に限りです。

○ 運営(開所)体制

「たけのこ学級」の運営(開所)にあたり配置する放課後児童支援員又は補助員の人数は、原則 2名です。

ただし、入級児童に特別な配慮が必要な児童(障がい児等)がある場合、安全確保のため 3名以上を配置することがあります。

○ 開所(利用)時間等

開所(利用)日		開所(利用)時間
月～金曜日の陶小学校開校日		放課後～18:00
土曜日、陶小学校 休日行事等の振替休日		8:30～18:00
陶小学校 長期休業期間 (日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 年末年始休日(12/29～1/3) を除きます。)	学年始休業(4/1～7)	
	夏季休業(1学期終業式の翌日～8/31)	
	冬季休業(2学期終業式の翌日～1/7)	
	学年末休業(修了式の翌日～3/31)	

※ 開所時間延長事業の利用許可を受けた場合、8:00から利用できます。

ただし、別途開所時間延長事業利用料(延長利用料)が必要になります。

○ 保育料、延長利用料

区 分			金 額
保育料	通年利用		3,000円/月
	長期休業利用	学年始休業	1,000円/期間
		夏季休業	8,000円/期間
		冬季休業	2,000円/期間
		学年末休業	1,000円/期間
延長利用料	土曜日、陶小学校 休日行事等の振替休日及び長期 休業期間中の通級日		1通級日につき50円

※ 市民税所得割非課税世帯、生活保護世帯に対する免除制度があります。

「たけのこ学級」入級児童数の推移(直近10年間)

年 度	通年利用入級児童数							長期休業利用 入級児童数	備 考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
平成 26 年度	7	10	4				21	8	
27 年度	3	7	8				18	7	
28 年度	3	5	5				13	7	
29 年度	6	2	4				12	4	
30 年度	5	5	2				12	7	
令和 元 年度	6	6	6	1			19	11	(平成31年度)
2 年度	4	4	6	1	1		16	16	
3 年度	7	3	4	5			19	6	
4 年度	3	8	1		3		15	11	
5 年度	5	3	8			2	18	6	
6 年度	8	5	4	7			24	3	

※ 令和6年度の入級児童数は、令和6年4月1日時点の人数です。

※ 令和5年度以前の入級児童数は、通年利用・長期休業利用ともに最も多い時点の人数です。

山口市陶隣保館運営審議会 委員名簿

委嘱期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

※山口市隣保館設置及び管理条例 第6条第2項

氏名(敬称略) ※順不同	選出団体等及び当該 団体等における役職	委嘱区分 ※該当号	備 考
伊藤 健司	陶連合自治会 会長	第1号	
杉山 洋子	陶地区自治会 女性部長	//	
上田 幸則	丸尾上自治会 会長	//	
中野 克俊	丸尾東自治会 会長	//	
中村 芳照	丸尾北自治会 会長	//	
井上 洋子	丸尾北住宅自治会 会長	//	
亀井 勝美	丸尾沖自治会 会長	//	
中野 光昭	山口市人権教育推進委員	第2号	
藤井 悦子	山口市主任児童委員 陶地区民生委員児童委員	//	
渡邊 勝	陶地区民生委員児童委員協議会 会長	//	
中原 美穂	山口市立陶小学校 校長	第3号	
石川 貴之	山口市陶地域交流センター 所長	//	
縄本 恭子	山口市立陶保育園 園長	//	

(事務局)	
徳田 禎之	山口市人権推進課長
秋本 龍夫	陶隣保館長
原田 昌巳	陶隣保館主幹